

高槻市街路樹管理計画

都市創造部 道路課

令和7年3月

目次

- 第 1 章 街路樹管理計画の目的
- 第 2 章 街路樹の役割
- 第 3 章 街路樹の現状
- 第 4 章 本市の街路樹における問題
- 第 5 章 街路樹管理の方針
- 第 6 章 今後の進め方
- 第 7 章 適正配置計画路線

改正履歴

令和 6 年 3 月 作成

令和 7 年 3 月 改正（案）

第1章 街路樹管理計画の目的

街路樹は、道路施設や附属物の中で唯一植物という特性をもつことから、「潤い」や「やすらぎ」を市民生活にもたらしています。

本市では、民間開発、土地区画整理事業や街路事業に合わせ、街路樹を植栽し、緑豊かなまちづくりの一端を担ってきました。

しかしながら、植栽から相当年数が経過した街路樹が大径木・老木化し、根上りで舗装を持ち上げたり、見通しを悪化させるなど、様々な問題を引き起こし、市民生活への影響を及ぼすようになってきました。

さらに、近年は、台風の激甚化や猛暑日の増加といった異常気象の影響により、倒木、枯損も増加傾向にあります。このような事例は道路交通や道路景観に大きな影響を与えており、これらの対策は喫緊の課題となっています。

これまでも街路樹については、一定の管理水準を確保してきましたが、大径木化に伴う剪定費用の増加や異常気象への対応、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況等から、街路樹管理のあり方について見直す時期にきています。

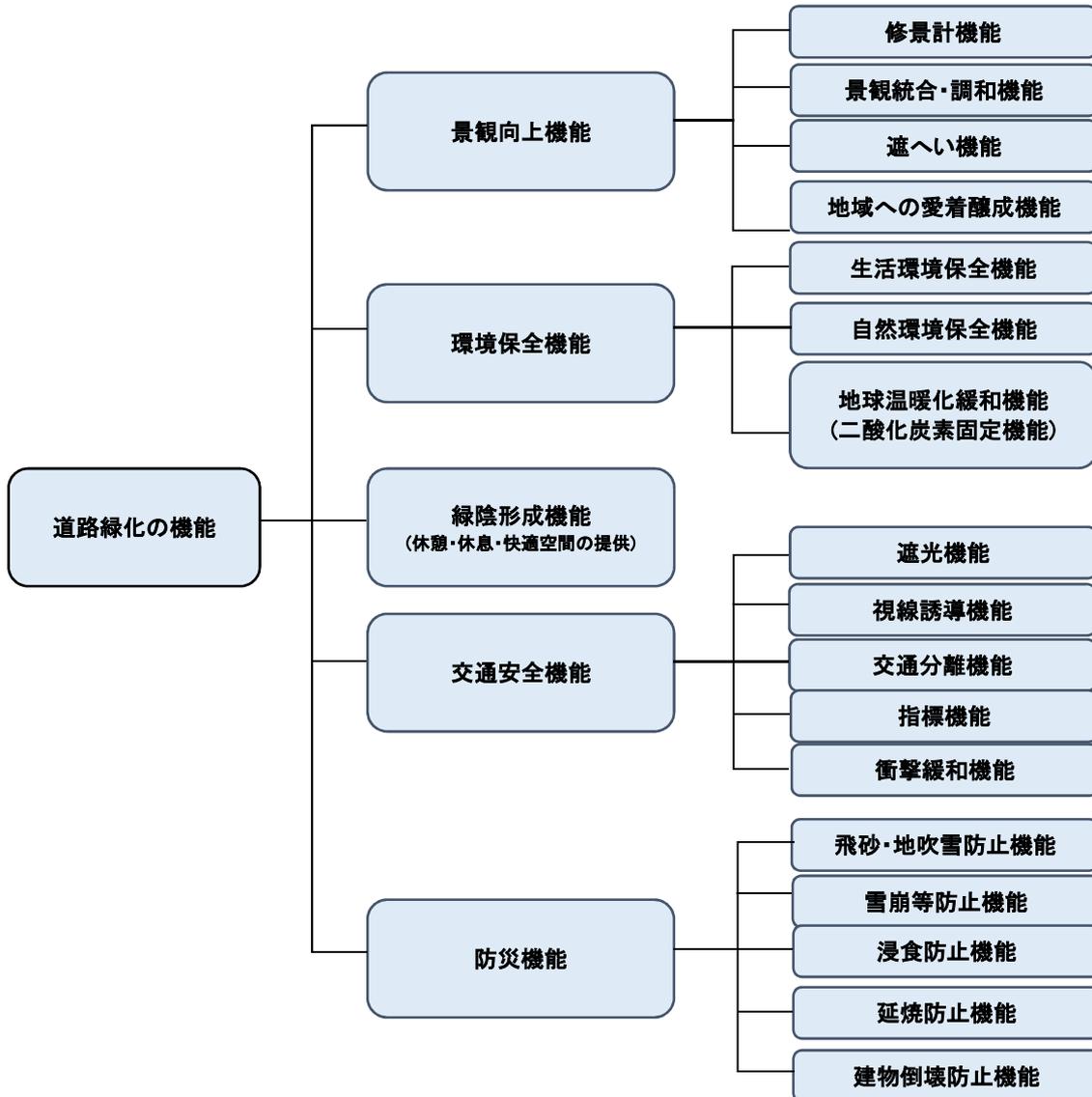
また、少子超高齢化社会や人口減少等、社会経済情勢の変化等を見据えるなかで、街路樹の管理を持続していくためには、より効果的・効率的な街路樹管理の実現が重要になります。

これらを踏まえ、街路樹が良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を創出し、あわせて持続可能な管理を実現していくため、「高槻市街路樹管理計画」を策定するものです。

第2章 街路樹の役割

1. 街路樹が有する機能と効果

街路樹は、様々な道路緑化の機能を有しています。景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災時の延焼防止効果が生まれる防災機能等があります。



第3章 街路樹の現状

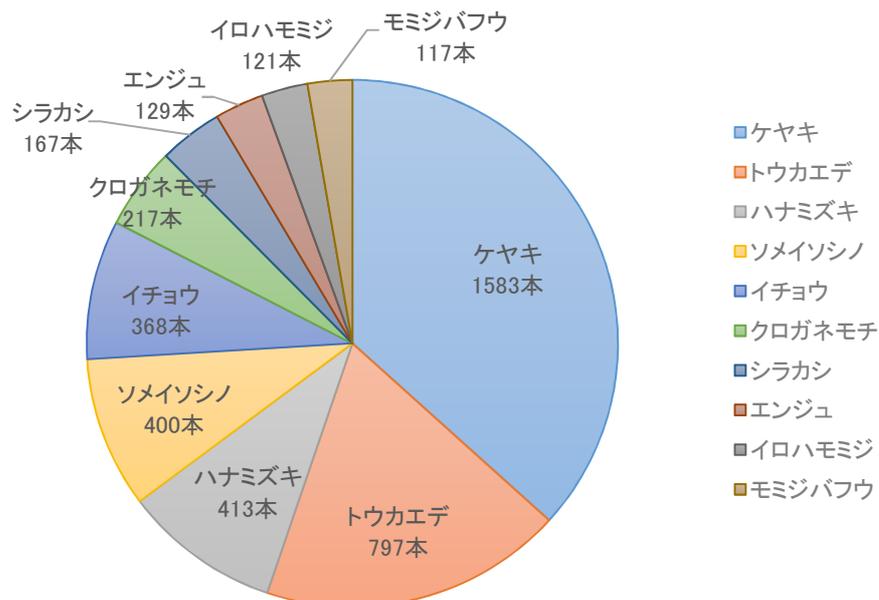
1. 街路樹整備状況

現在、本市が管理している道路のうち、街路樹が植栽されている路線は135路線あり、高木・中木で約5,600本、低木で130,000本以上植栽されております。

種別	数量	
高木	5,485本	5,589本
中木	104本	
低木	131,694本	

◇管理樹種 TOP10

順位	樹種	本数
1	ケヤキ	1,583本
2	トウカエデ	797本
3	ハナミズキ	434本
4	ソメイソシノ	400本
5	イチョウ	368本
6	クロガネモチ	217本
7	シラカシ	167本
8	エンジュ	129本
9	イロハモミジ	121本
10	モミジバフウ	117本



出典：高槻の街路樹ガイドブック(たかつき環境市民会議 里山グループ)

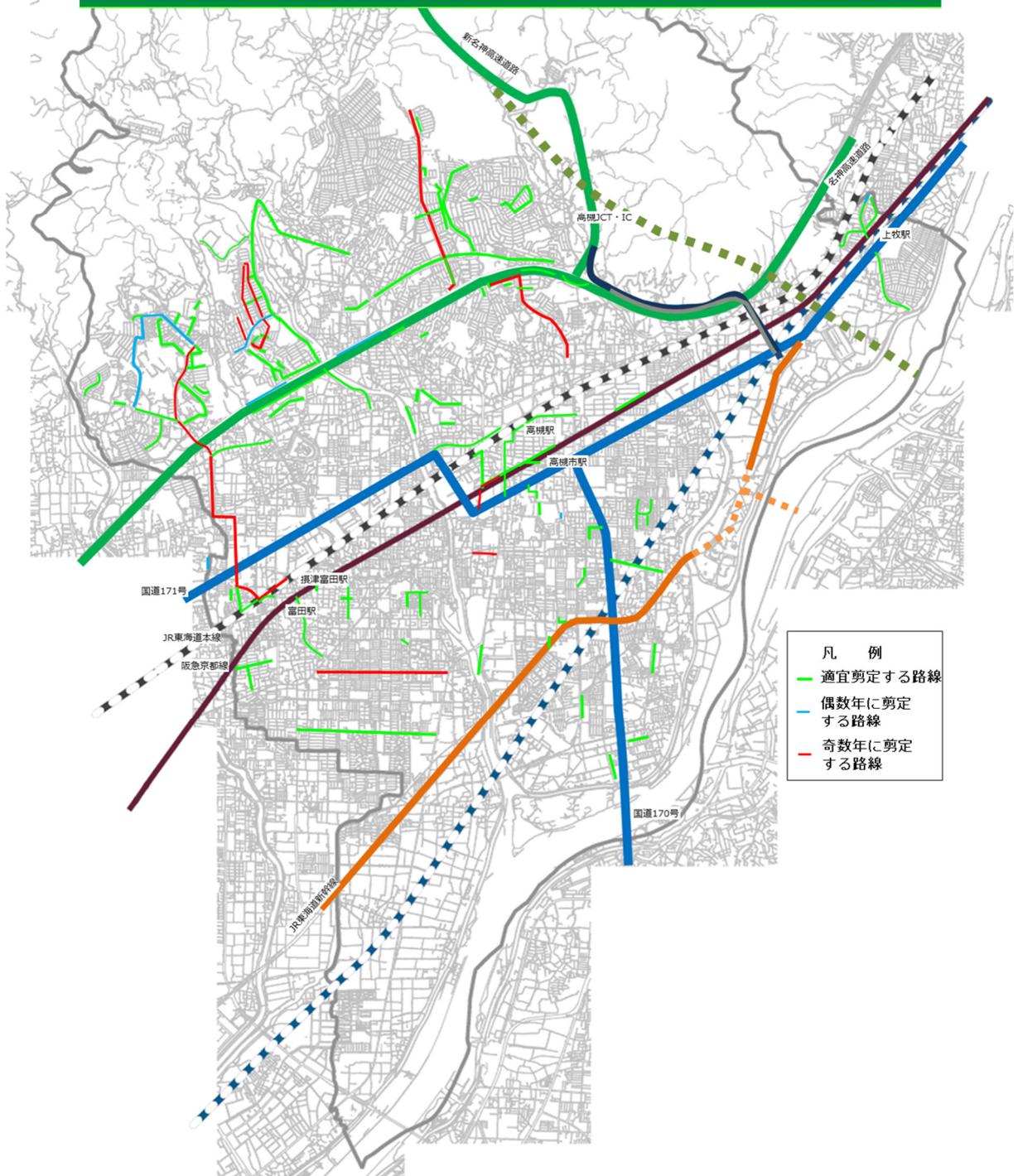
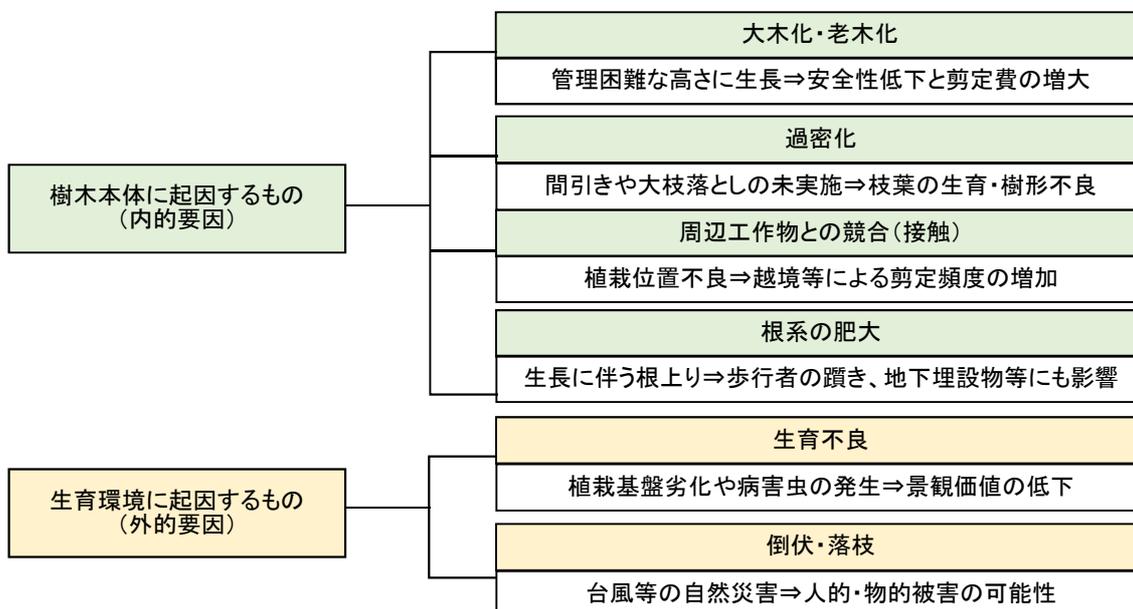


図1 主な街路樹路線と現況(高木剪定周期)

街路樹は、様々な道路緑化の機能を有している一方で、植栽後一定年数以上経過した街路樹は大木化が顕著に見られる。



2. 街路樹の管理状況

本市が実施している維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っています。通常管理では、一般的に定期的な高木や低木等の剪定・落葉清掃、灌水作業等を実施しています。その他では、必要に応じて病虫害防除、除草、枯損樹木の伐採等を実施しています。

また、近年の気象災害等により、倒木・落枝が多発していることから、危険木の確実な処置と街路樹の保全を目的に定期点検を実施予定です。

作業区分	管理内容	作業時期・頻度	
通常管理	高木剪定	・不要枝の除去及び建築限界に障る枝の剪定 ・電線干渉枝の剪定 ・整姿(冬季)及び整枝(夏季)剪定	概ね2年に1回
	低木等剪定	・歩道及び車道への突出枝の剪定 ・花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	概ね1年に1回
	病虫害防除	・薬剤散布(予防散布を除く) ・可能な場合は剪定による防除を行う	適宜
	除草	・街路樹(連続樹、単独樹)、中央分離帯内を対象 ・付属構造物の目地等で生長した雑草についても対象	適宜
	落葉清掃	・歩道部及び車道部路肩の落葉清掃 ・人力清掃を基本とし、落葉が甚大な場合はロードスイーパーによる清掃を行う	適宜
	灌水	・晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象 ・特に水分要求量の多い樹種が対象(ハナミズキ等)	概ね7月～9月
	育成管理	・不要支柱の撤去 ・枯損樹木の伐採	適宜
日常管理	・要望・苦情による現場対応 ・根上がり、枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常時に実施	
緊急時点検	・台風等災害時の巡回 ・倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時	
定期点検	・街路樹の健全度調査の実施	概ね5年に1回	

健全度調査

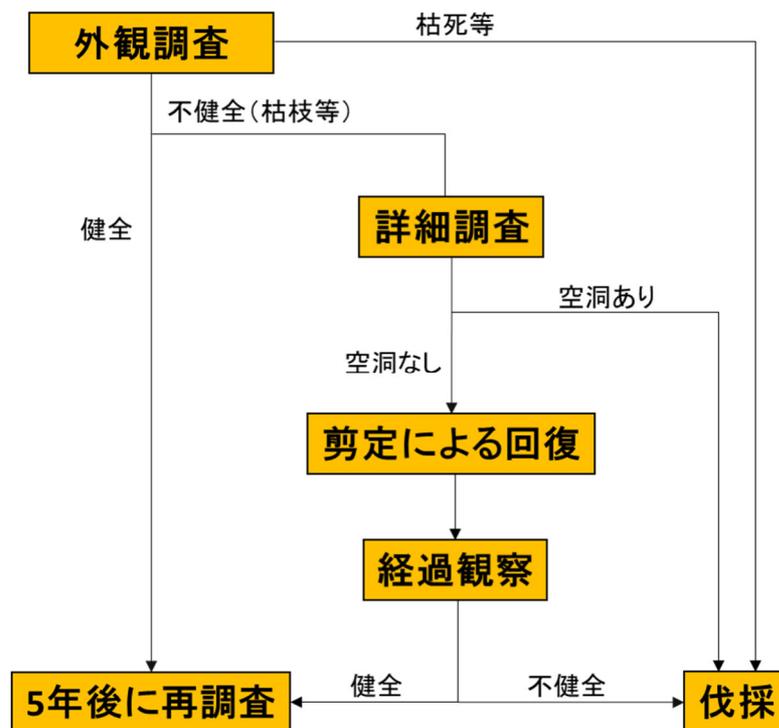
健全度調査は「外観調査」、「詳細調査」に細分され、発生した問題等に応じて必要な項目を調査する。各調査で実施する項目については、問題を把握するために必要となる項目のみを選択することで、効率的に調査を実施する。

①外観調査

外観調査は、樹木の外観から樹木の構造上の弱点の有無を目視等により把握し、その結果から危険度を評価する。調査は枝、幹、根株を対象とした「地上部」と根系を対象とした「地下部」から構成される。

②詳細調査

詳細調査は、倒伏・落枝、生育不良、根上り、過密化、景観価値の低下の問題が生じており、詳細調査が必要とされた場合に実施する。



第4章 本市の街路樹における問題

1. 道路交通や歩行者への影響

(1) 根が大きく成長して歩行者の安全な通行を阻害

街路樹の根系が、植栽帯を大きく超えて成長しています。歩道や車道等で根上りによる段差が発生し、平坦性が失われ、歩行者等安全な通行の妨げになっている路線があります。



根の盛り上がりによる歩道のがたつき

(2) 過密な植栽が見通しを阻害

植栽当初は若木だった街路樹も植栽されてから、幹の生長により、車道から歩道に対する見通しや、信号や標識への視認性の悪化をもたらしています。また、街路樹の生長に伴って、歩道有効幅員の確保が困難となり、閉鎖的な空間を生み出しています。



見通しが悪い

(3) 落枝や倒木の恐れ

街路樹は、大木化による根上り解消を目的とした歩道補修工事等による根系切断により、枯れ枝(根を切断すると樹冠先端部から枯損が始まります)が発生します。その枯れ枝は風の影響により、突然、通行空間に落下する恐れがあります。

枯れ枝の発生と同時に、内的要因や外的要因に伴って徐々に腐朽や樹勢不良(衰弱している)が進行し、台風等の被災により一気に倒木する危険性もはらんでいます。枯れ枝が発生している樹木や幹が大きく傾いている樹木は樹勢不良と判断でき、落枝や倒木などの事故が発生しやすい状態となっています。



台風時の倒木

(4) 道路占用物等との競合

街路樹の大木化により樹高や枝張りが大きくなり、道路植栽とともにある地上占用物(電柱・電線・電話線)、地下埋設物(上下水道管・ガス管・電気ケーブル・電話ケーブル)、交通安全施設、交通管理施設へ干渉しています。

道路区域内で、これら道路占用物等との競合により、健全な樹形や良好な育成環境が維持できなくなっています。



電線へ干渉

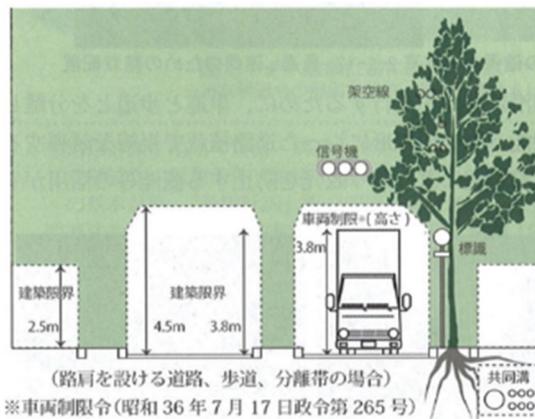


図 2-1-4 建築限界及び道路の附属物等との競合

出典：道路緑化技術基準・同解説(公益社団法人 日本道路協会)

2. 景観や環境への影響

(1) 強すぎる剪定による景観悪化

本市では、限られた予算の中で多種多様な樹種の街路樹を剪定しています。中でも、特に大きく育つ樹種については、その成長速度に応じて、やむを得ず樹冠を強く剪定せざるを得なくなり、その結果、剪定直後の路線は景観的に見苦しいだけでなく、樹木にとって過大なストレスとなるため、樹勢不良や衰弱の要因を引き起こします。



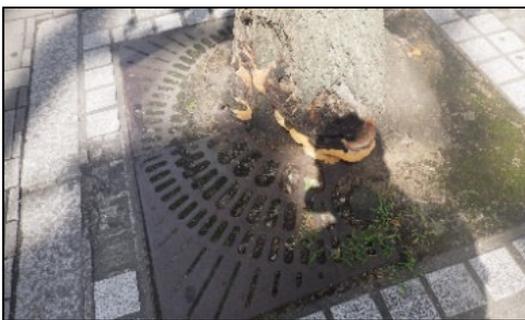
強剪定

(2) 病虫害の伝染による被害拡大

病害虫には、人に害を為さない、'不快害虫'と呼ばれる虫や実際に毒を持ち、人肌に接触することで炎症や水膨れを引き起こす'衛生害虫'などが生息しており、その内、早期に対策を行わなければ不特定多数の人間に被害が及ぶ可能性があるような病虫害については、適宜適切な維持管理の対応が必要になります。

特に近年では特定外来生物のクビアカツヤカミキリの寄生による桜等の枯損が深刻化しています。

その他、ウイルスやキノコが樹木に罹患(りかん)等することによって倒木・落枝の危険性が高まることに対応する必要があります。



枯木の発生

(3) 鳥害による騒音・糞などの生活環境への悪影響

本市では、けやき大通り(高槻停車場線)において、ムクドリが寝床として街路樹へ営巣し、夜遅くまで鳴き止まず、周辺住民からの苦情等があります。また、道路上や横断防止柵等の道路構造物への糞害による被害が見受けられます。

第5章 街路樹管理の方針

1. 良好な街路樹景観の維持・創出

(1) 完成形を踏まえた適切な植栽間隔の確保

街路樹の健全生育を促し、完成樹形を踏まえた景観形成機能を十分に発揮させるため、植栽又は段階的な間引き(撤去)を行います。交差点部等においては、特に視認性の確保に十分配慮した対応を図ります。

また、路線特性や街路樹の生長度によっては、植栽間隔を「千鳥状」にすることも検討します。

道路改良や新規道路整備に伴い「植栽」又は「更新」をする際には、見通しの確保や道路幅員・車線数との兼ね合いを考慮するため、下図を参考にします。

1. 道路横断面

横断面方向の緑量を、樹高を指標値として目安で示すと以下の基準値が示される。

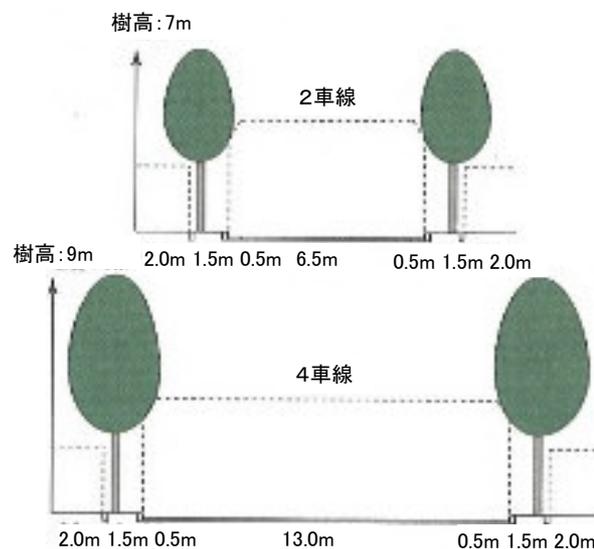
○樹高の指標値:2車線で7mを基本とする。

※車線増加に伴う必要増加量

(上記の指標値に加える)

4車線 :2m

ただし、中央分離帯に植栽がある場合は、その効果を認めたくうえで0.5mを軽減する。



2. 植栽間隔

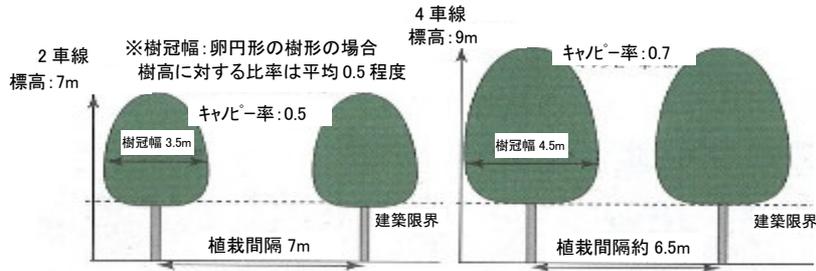
縦断面方向の連続した緑量を、キャノピー率を指標値として目安で示すと以下の基準値が示される。

キャノピー率＝枝張り／植栽間隔

○キャノピー率の指標値：2車線で0.5を基本とする。

※車線増加に伴う必要増加量（上記の指標値に加える）

4車線以上：0.2ただし、中央分離帯に植栽がある場合は、その効果を認めたくえで0.1を軽減する。



(2) 樹種に相応しい樹形の創出

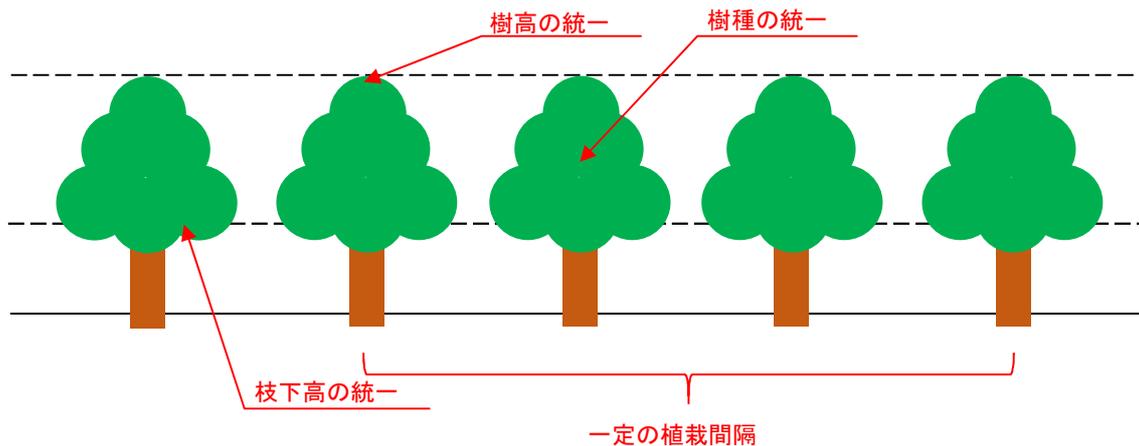
樹種特有の樹形及び樹冠の形成(自然樹形)に配慮した管理を基本とします。

強剪定又は生育不良等により、樹形が乱れ、街路樹景観を損なっているものについては、当該樹種本来の自然樹形に仕立て直していくことを基本としますが、樹形が大きく崩壊しているものについては街路樹の必要性を考慮したなかで「更新」又は「撤去」を行います。

(3) 大径木・老木の更新

植栽から相当年数が経過することで大径木・老木化し、様々な問題が生じている街路樹は、「改善」を検討します。

しかしながら、「改善」による効果の見込みが低いと想定されるものについては、街路樹の必要性を考慮したなかで、「更新」又は「撤去」を行います。



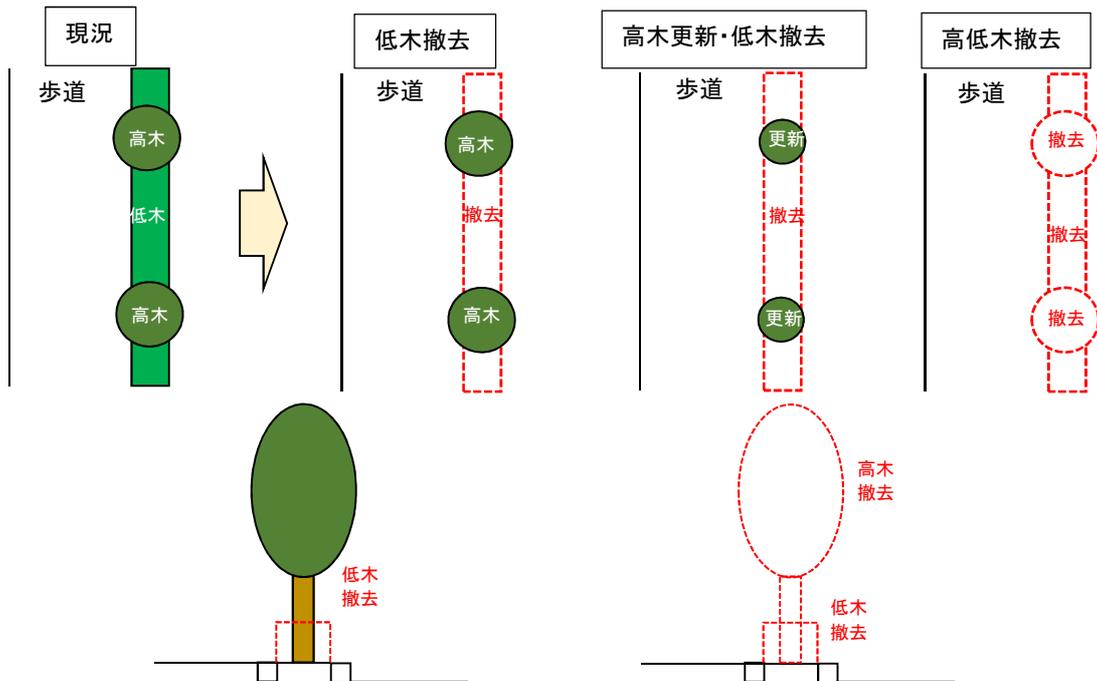
(4) 不要な支柱の撤去

街路樹を植栽した際、根の活着を目的に支柱を設置している場合、設置目的を果たしたものについては、樹木の生育等に悪影響が及ばないように、また、景観面や交通安全面を考慮し、随時、「撤去」を行います。

2. 安全かつ円滑な交通の確保

(1) 歩道幅員の確保

整備から相当年数が経過した道路では、現行の道路構造令等に歩道幅員が適合しておらず、ベビーカーや車イスなどの通行・行き違いが困難であるなどの課題を抱えています。このため、街路樹の必要性を考慮したなか、路線レベルで「撤去」または「更新」を行い、適切な歩道幅員を確保していきます。



<参考>

■道路構造令（抜粋）

歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては、2メートル以上とするものとする。

横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合にあつては、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、防護柵や標識等、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種5級の道路にあつては、地形の状況やその他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

※ 歩行者の「交通量が多い」道路とは、500人/日以上を目安とする。

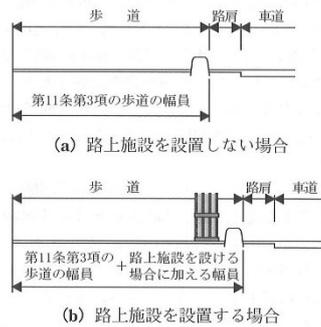


図2-31 歩道の幅員

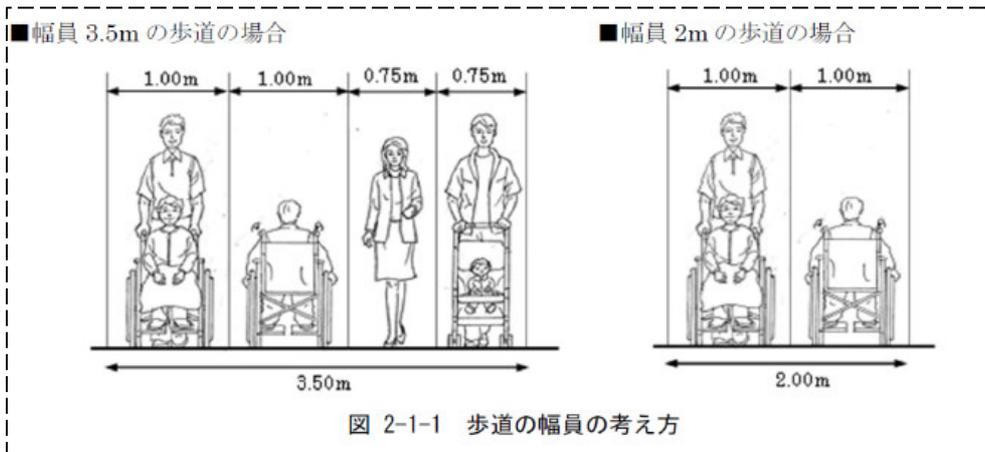


図 2-1-1 歩道の幅員の考え方

(2) 見通しの確保

交差点や横断歩道付近については、大径木化した街路樹（高木・低木）を中心に、車両及び歩行者、それぞれの見通しの悪化を招く原因となっている場合があります。このため、該当する街路樹については、順次「撤去」を行い、見通しの確保を図ることで、交通安全性の向上につなげていきます。また、道路改良の際には、交差点付近に植栽しないものとします。

(3) 根上りの対処

根上りなどにより、歩行空間や自転車走行空間に影響を与えている箇所は街路樹の健全性や必要性を考慮したなかで、「改善」、「撤去」又は「更新」を行います。

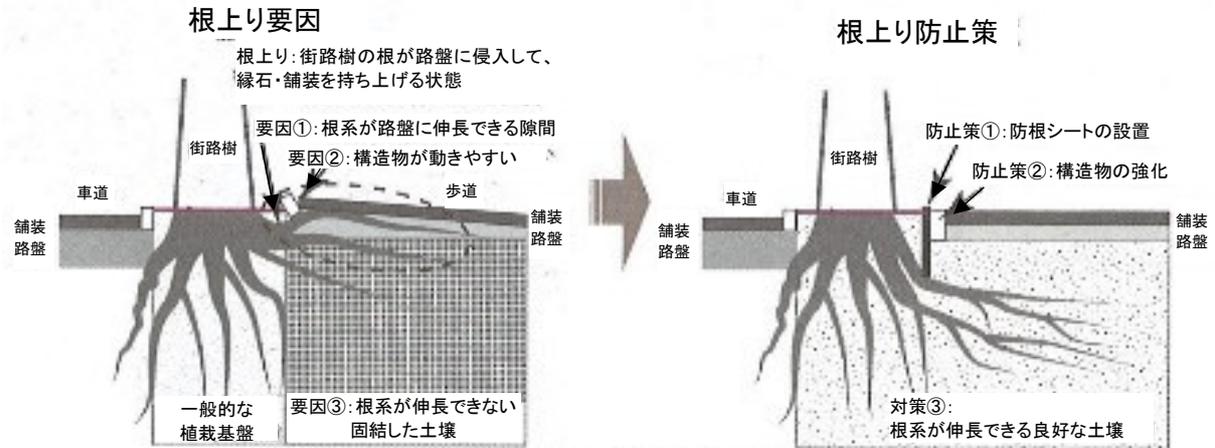


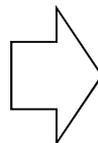
図 2-2-8 根上がり防止策: 舗装面下の有効土層の確保等

(4) 道路標識等の視認確保

街路樹の枝葉の生長により、信号、道路標識、道路照明灯に著しい影響を与えている箇所等、緊急的に対応を図る必要性があるものについては日常管理とは別に随時、剪定を行います。



実施前



実施後

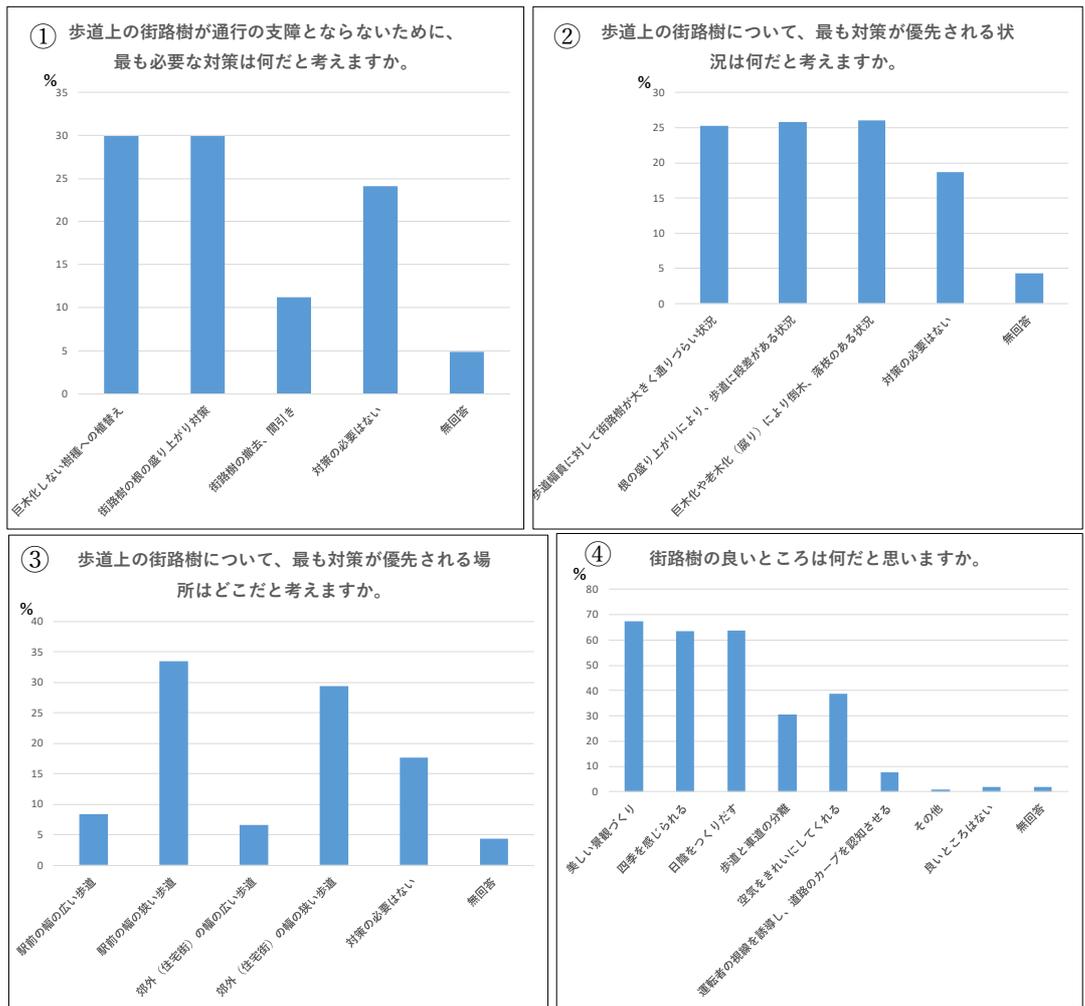
第6章 今後の進め方

本計画は上位計画である「高槻市都市計画マスタープラン(令和3年3月)」に基づき、ゆとりとうるおいのある住環境を形成していく観点から、整備・維持管理を適切に促進し、安全で快適な道路空間を構築するためのものです。

令和5年度市民意識調査の結果、「街路樹が歩道上の通行の支障とならないための対策」については、「巨木化しない樹種への植替え」や「根上がり対策」が多く(①)、「最も対策が優先される状況」については、「巨木化や老木化(腐り)により倒木、落枝のある状況」や「根上がりにより、歩道に段差がある状況」や「街路樹が大きくて通りづらい状況」が多い結果となりました。(②)

また、対策が優先される場所については、駅前、郊外ともに幅の狭い歩道が多い結果となりました。(③) 一方で、街路樹は日陰を生み出し、四季を感じる美しい景観のために必要なものと認識されており、必要とされている結果でした。(④)

これらの結果を踏まえ、街路樹の巨木化による支障が顕著な路線を抽出し、地域住民と意見交換を行いながら、第5章街路樹管理方針に示す再整備等を進めることで、まちの景観を守りながら、安全で快適な通行空間の確保に努めて参ります。



(出典) 令和5年度関西大学総合情報学部との共同による市民意識調査 速報版から一部抜粋

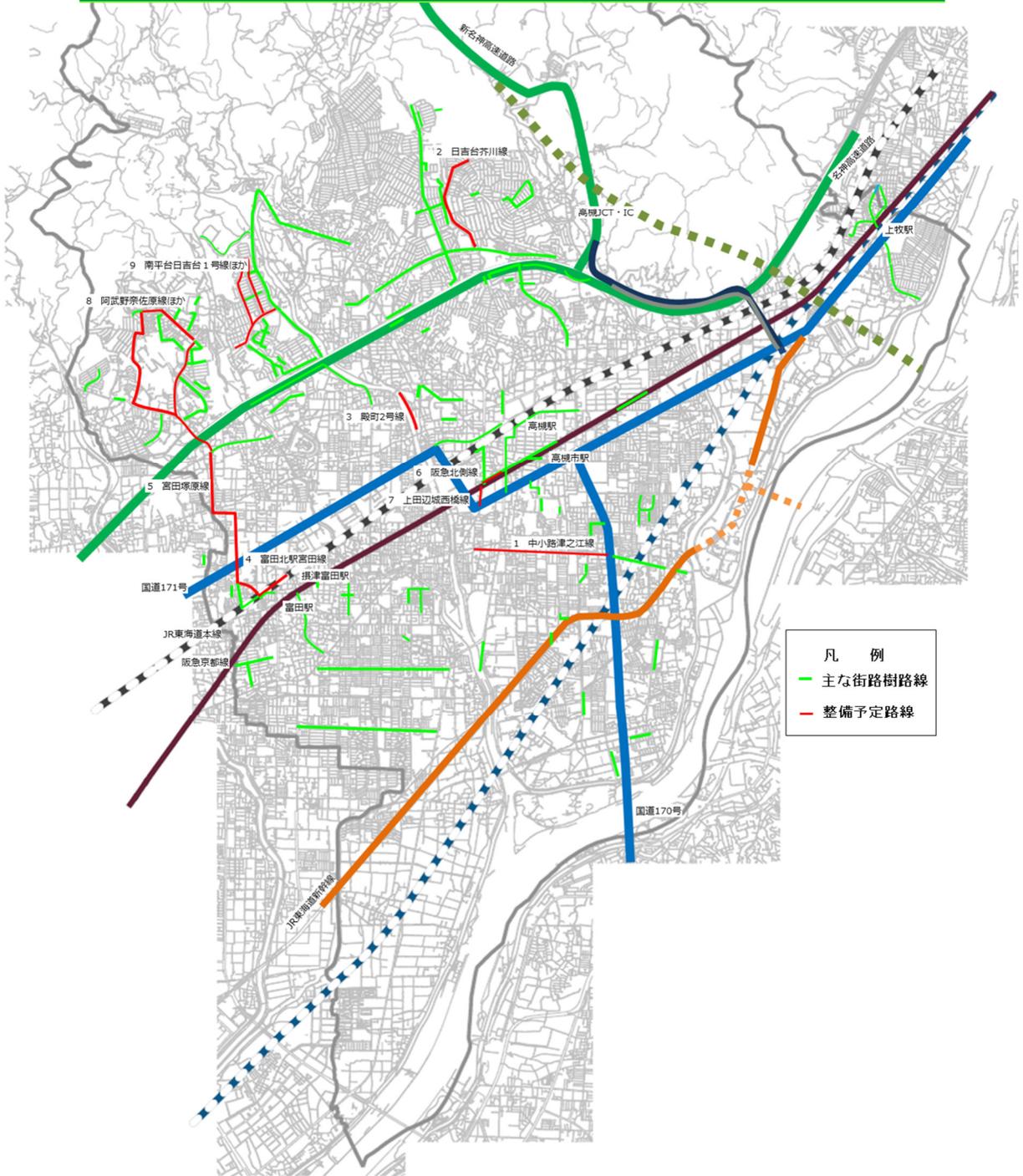
第7章 適正配置計画路線

第3章から第6章までの内容を踏まえ、下記路線を対象に交差点視距及び歩行空間確保、倒木の恐れのある街路樹の事前伐採等を実施予定。

1	中小路津之江線		R4~R7
2	日吉台芥川線		R4~R6
3	殿町2号線		R6(クビアカツヤカミキリ防御ネット)
4	富田北駅宮田線		R5~R7

No,	路線名	現況写真	予定年度
5	宮田塚原線		R6
6	阪急北側線		R7~R8
7	上田辺城西橋線		R6~R9
8	阿武野奈佐原線、大和117号線、大和塚原線		R9~R10
9	南平台日吉台1号線、奈佐原南平台線、南平台1号線		R4,R7~R9

街路樹適正配置計画路線



- 凡例
- 主な街路樹路線
 - 整備予定路線